

平成29年度 9 月補正予算編成過程の公開

目 次

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 補正予算案の考え方について | 1 頁 |
| 2 | 補正予算要求事業 | 2 |
| 3 | 使用料・手数料改定等 | 5 |

名古屋 市

1 補正予算案の考え方について

各局からの要求に対する財政局案の考え方は以下の通りです。

区分	理 由
①	所管局の要求（見積り）通り
②	事業内容、積算内容を精査のうえ計上
③	局現計予算額の範囲内で対応を検討
④	財政局案段階では未計上

※「保留」は財政局案段階では上記の判断を行わず、市長判断に委ねる事項です。

各局からの要求に対する予算案の考え方は以下の通りです。

区分	理 由
①	所管局の要求（見積り）通り
②	事業内容、積算内容を精査のうえ計上
③	局現計予算額の範囲内で対応を検討
④	計上せず

2 補正予算要求事業

(1) 総括表

(単位：百万円)
() 書は一般財源額

区 分	要 求 額	財 政 局 案	予 算 案
総務局	23 (23)		— (—)
市民経済局	27 (—)	27 (—)	27 (—)
環境局	〔 債務負担行為 2件 〕	〔 債務負担行為 2件 〕	〔 債務負担行為 2件 〕
健康福祉局	28 (—)	28 (—)	28 (—)
住宅都市局	1 (1)	— (—)	1 (1)
合 計	79 (23)	56 (—)	56 (1)

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(2) 各局の内訳

(単位：百万円)
() 書は一般財源額

番号	事項名	要求概要	要求額	財政局案	考え方
				予算案	
1	(総務局) 議会報告会の開催 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催	3 (3)		保留
				— (—)	④
2	(総務局) 市会だよりの例月化 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、市会だよりを例月化	16 (16)		保留
				— (—)	④
3	(総務局) 区役所等における議会広報番組の放送 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、区役所等において議会広報番組を放送	1 (1)		保留
				— (—)	④
4	(総務局) 市会図書室でのインターネット中継の閲覧とDVDの貸出し (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、市会図書室での、インターネット中継の閲覧とDVDの貸出しを実施	2 (2)		保留
				— (—)	④
5	(市民経済局) 住民記録システムの改修	住民票等に旧氏を記載できるようにするため、住民記録システムを改修	27 (—)	27 (—)	①
				27 (—)	①
6	(環境局) 可燃・不燃・粗大ごみ及び資源(プラスチック製容器包装)の収集委託	可燃・不燃・粗大ごみ及びプラスチック製容器包装の収集の一部を平成30年4月から民間へ委託	— (—)	— (—)	①
				— (—)	①
7	(環境局) 資源(空きびん)の収集委託	契約期間が満了する空きびんの民間への収集委託を引き続き実施	— (—)	— (—)	①
				— (—)	①
		債務負担行為 期間 ③⑩～③④ 限度額 4,255百万円			
		債務負担行為 期間 ③⑩～③④ 限度額 2,912百万円			

(単位：百万円)
() 書は一般財源額

番号	事 項 名	要 求 概 要	要求額	財政局案	考え方
				予算案	
8	(健康福祉局) 予防接種健康被害者 への補償給付	任意予防接種により健康被害が 発生した被害者に対する補償給 付	28 (-)	28 (-)	①
				28 (-)	①
9	(住宅都市局) 久屋大通公園北部園 地・中央園地整備事 業者選定審議会委員 (7人)の報酬	久屋大通公園(北・テレビ塔エ リア)の整備事業者選定に係る 審議会委員の報酬	1 (1)	- (-)	④
				1 (1)	①

3 使用料・手数料改定等

(単位：百万円)

番号	事項名	概要	実施時期	改定見込額	財政局案	考え方
					予算案	
1	(緑政土木局) 公園使用料	都市公園法の改正により追加された 占有物件の使用料の新設 (条例改正予定)	29年10月	-	-	①
					-	①
<p>自転車駐車場 年額 土地の適正な評価額 1 m²あたりの額 ×0.018×占有面積</p> <p>地域における催しに関する情報 を提供するための看板又は 広告塔 年額 7,200円/m²</p> <p>保育所その他の社会福祉施設 広場内に設ける場合 年額 土地の適正な評価額 ×0.003×12</p> <p>公園施設である建築物内に 設ける場合 年額 建物の適正な評価額 ×0.004×12 +土地の適正な評価額 ×0.003×12</p>						

(各局お問い合わせ先)

担 当 局 室	担 当 課	電 話 番 号
総 務 局	総 務 課	052-972-2104
市 民 経 済 局	企 画 経 理 課	052-972-3103
環 境 局	総 務 課	052-972-2667
健 康 福 祉 局	総 務 課	052-972-2608
住 宅 都 市 局	企 画 経 理 課	052-972-2905
緑 政 土 木 局	企 画 経 理 課	052-972-2455